

令和2年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時：令和3年7月2日（金）13:40～15:40

場所：Web会議システム

総務省 公害等調整委員会事務局

【山内事務局長】 ただいまから、令和2年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、昨年度と同様にウェブ会議で開催させていただいております。

また、これまで年度末に開催しておりましたが、今後は、今回と同様、夏頃をめどに開催させていただければと思います。皆様には御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、御参加いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、東京経済大学名誉教授、礒野弥生様。

【礒野構成員】 礒野です。よろしく。

【山内事務局長】 よろしくお願いいたします。

次に、上智大学法科大学院教授、北村喜宣様。

【北村構成員】 皆様、こんにちは。北村喜宣です。

【山内事務局長】 よろしくお願います。

次に、関西大学総合情報学部教授、名取良太様。

【名取構成員】 名取です。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 お願いいたします。

次に、静岡県公害審査会会長、松田康太郎様。

【松田構成員】 松田です。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 お願いいたします。

次に、日本司法支援センター常務理事、丸島俊介様。

【丸島構成員】 丸島でございます。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 よろしくお願いいたします。

以上の皆様方でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、北村様は、所用のため、本日、14時50分頃には御退出される旨、伺っております。また、跡見学園女子大学マネジメント学部長、丸岡吉人様は、所用のため、本日は御欠席と伺っております。

次に、公害等調整委員会の出席者の紹介をさせていただきます。

初めに、委員長の荒井勉でございます。

【荒井委員長】 委員長の荒井でございます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 次に、委員の上家和子でございます。

【上家委員】 上家和子です。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 次に、都築政則でございます。

【都築委員】 都築政則です。どうぞよろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 次に、若生俊彦でございます。

【若生委員】 若生俊彦です。よろしくお願いいたします。昨日、着任しております。よろしくどうぞお願いします。

【山内事務局長】 次に、野中智子でございます。

【野中委員】 野中智子です。どうぞよろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 次に、加藤一実でございます。

【加藤委員】 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 また、事務局からは、事務局長を務めております私、山内、それから栗田次長、荒木総務課長、田口専門官、高野調査官が出席しております。私、山内と次長の栗田は、昨日、7月1日付けで着任いたしました。どうかよろしくお願いいたします。

本日は、私、山内が司会進行を務めさせていただきます。

なお、有識者の皆様方におかれましては、御発言される前にはマイクのボタンを押して御発言いただき、御発言が終わりましたらマイクを切るように御協力をお願い申し上げます。

それでは、初めに、委員長の荒井から一言、御挨拶を申し上げます。

【荒井委員長】 委員長の荒井でございます。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様、大変お忙しい中、令和2年度政策評価懇談会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

当委員会では、政策評価懇談会を毎年開催させていただいており、毎回、業務全般について大変貴重な御意見を頂いております。令和2年度の懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続きましてウェブ会議で開催することとなりましたが、本年度も有識者の皆様に御参加いただき、貴重な御意見を伺えますことに対しまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

なお、ウェブ会議でございますので、通信状態が不安定になる場合がございますので、

御了承いただきたいと思います。

後ほど、事務局から資料に基づきまして、詳しい御説明させていただきますけれども、開催に当たりまして、私からも、令和2年度の事件の動向と当委員会の取組につきまして、ごく概略を御説明させていただきます。

昨年、拡大いたしました新型コロナウイルス感染症の流行は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、更には、人々の行動・意識・価値観など多方面に影響を及ぼし、当委員会の業務にも様々な影響を及ぼしました。当委員会におきましては、委員や職員の出勤抑制に努めつつ、各種会議やヒアリング等においてウェブ会議の活用を積極的に進めるほか、当事者出席の審問期日等における人数制限、あるいは間隔確保を行うなど対策を講じた上で、迅速かつ適正な事件処理に努めてきたところでございます。

皆様既に御承知のように、当委員会は、公害紛争処理と土地利用調整という二つの業務を柱としております。

まず、公害紛争処理の業務でございますけれども、令和2年度に新規に受け付けた公害紛争事件は14件と前年度から若干減少しておりますが、その新規事件も含めた係属事件は51件、そのうち終結した事件は15件となっております。全体の傾向としましては、近年の傾向が続いておりまして、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模ないわゆる都市型・生活環境型の公害紛争が、依然として大半を占めております。また、他方で、自動車排出ガスによって気管支ぜん息に罹患したとする患者約100名等の大規模調停事件など、社会性・公共性を有する事件も係属しているところでございます。

公害紛争に対する新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、感染予防のために、広く外出の自粛が行われ、在宅で勤務をする人が増加するなど、在宅時間が増加しているわけでございますが、こうした傾向が騒音等の新たな近隣トラブルの発生へとつながる可能性もございまして、今後、公害紛争にどのような影響を及ぼすのか、注視する必要があると考えております。

当委員会としましては、今後とも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めつつ、専門委員の活用、現地調査等の実施、職権調停による柔軟な解決など当委員会の特色を活かして、引き続き、利用者目線に立ちながら、迅速かつ適正な公害紛争の解決に努めてまいりたいと考えております。

続いて、二つ目の業務であります鉱業等に係る土地利用の調整に関する手続についてでございますが、この業務では、岩石採取計画の認可等、一定の行政処分に対する不服申立

てについて、その専門性を活かしつつ、公益的な観点から準司法的な判断を行っております。当委員会としましては、引き続き他産業との調整という公益的な視点に立って、適正な判断に努めてまいりたいと考えております。

また、当委員会では、近年、公害紛争処理制度の活用促進のための広報に力を入れておりまして、これまでの懇談会の皆様からの御意見、御提言も踏まえつつ、引き続き、一般国民向け、地方自治体向け、法曹関係者向けと三つの分野について、体系的・持続的な広報を実施しております。

後ほど、事務局から詳しく説明させていただきますけれども、特に一般国民に向けては、政府広報を始めとして様々な媒体を活用した広報を行っているところでございます。

また、法曹関係者に向けては、裁判所が、加害行為と被害との因果関係の存否の判断を当委員会に嘱託する、「原因裁定嘱託制度」の周知の拡大に力を入れているところでございます。裁判所のこの制度の利用を促進するためには、嘱託後の審理期間の長さがネックとなっていることが分かりましたので、早期の段階から事件の内容や嘱託内容、裁判所の意向を把握して、少しでも早く嘱託裁判所に判断を示せるよう、審理期間の短縮のために体制の整備に取り組んでいるところでございます。

今後とも、制度を必要とする国民や法曹関係者に広く情報提供ができるよう、引き続き広報に取り組み、制度の一層の周知に努めてまいります。

御承知のように、全国の公害に係る事案の解決は、地方自治体で行う公害苦情についての処理、各都道府県に置かれております公害審査会等による調停、そして当委員会が行う裁定や調停、この3ルートによって対応している訳でございますが、これらが有効に機能するためには、当委員会と地方自治体が公害紛争や公害苦情の実情につきまして情報を共有し、相互の連携を強化することが特に重要であると考えております。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度は、公害紛争処理連絡協議会を試行としてウェブ会議で開催したほか、毎年度開催してまいりました都道府県及び市区町村の職員を対象としたブロック会議は中止いたしましたけれども、新たにインターネット動画配信による地方自治体職員向けウェブセミナーを開催いたしました。今後とも、感染対策に十分な配慮をしながら、地方自治体とともに、公害紛争・公害苦情の解決につきまして情報を共有し、相互の連携を強化することにより、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図ってまいります。

本日は、当委員会の令和2年度の取組や業務実績のモニタリングにつきまして、御意見

を頂くこととなっております。本日の懇談会が、当委員会がより効果的かつ効率的に業務を遂行していく上で、有意義な機会となるものと期待しております。有識者の皆様には、率直で忌憚^{きたん}のない御意見を頂きますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくようお願い申し上げます。

【山内事務局長】 ありがとうございます。

続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての御説明・意見交換に移らせていただきます。

令和2年度は、令和2年度から4年度までの3か年の政策評価基本計画期間の初年度となっております。まずは、本懇談会の位置づけについて、総務課長の荒木から御説明いたします。

【荒木総務課長】 総務課長の荒木でございます。昨年に続きまして御説明させていただきます。

事前にお配りしておりますPDFファイルの「令和2年度政策評価懇談会配布資料（本体資料）」に沿って御説明させていただきます。

1ページ目の「資料1 政策評価法に基づく政策評価の仕組み」を御覧ください。これは画面にも投影いたしますので、そちらを御覧いただいても結構でございます。

まず、「1 政策評価の実施主体」につきましては、平成14年4月に施行されました政策評価法におきまして、政策評価は、効果的かつ効率的な行政の推進、政府が有する諸活動について、国民に説明する責務の遂行目的として実施されるものとされており、行政機関は所管する政策を自ら評価し、その政策の結果を反映させなければならないとされておりまして、公害等調整委員会もその行政機関の一つとして政策評価を実施しております。

ちなみに、ここで言う行政機関につきましては、基本的には府省の単位ということになっているのですが、内閣府と総務省に置かれる外局のうち、特定の府省に帰属させることが適当でない事務を所掌する機関であり、当該機関内において政策のマネジメントサイクルを実質的にほぼ完結させ得るものにつきましては、内閣府本府、総務省本省とは別に、政策評価に関する事務を取りまとめる単位として位置づけることとされており、公調委につきましても、総務省本省に公調委の担う事務に対応する企画・立案部門は存在せず、公害紛争処理制度や土地利用調整制度につきましては、公害等調整委員会が自ら企画・立案し、実施することになっておりますので、総務省本省とは別に、政策評価を実施する主体とし

て公調委が位置づけられているということになっております。

次に、「2 政策評価の体系」につきましては、①政策評価法第5条で、政府は、政策評価に関する基本方針を策定・公表することとされており、平成17年12月に現在の基本方針が閣議決定されております。②各行政機関は、閣議決定された基本方針に基づきまして、中期的、大体3年間から5年間とされているのですが、その期間における基本計画、1年ごとの実施計画を策定し、公表することとされております。そして、③各行政機関は、基本計画及び実施計画に基づきまして評価を実施して、その評価書を作成・公表するというのが政策評価の体系になっております。

次は、「3 本懇談会の位置づけ」でございます。本懇談会の位置づけにつきましては、政策評価法第3条第2項第2号で「政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること」とされておきまして、閣議決定された基本方針におきましても「学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項」が規定されております。これらに基づきまして、昨年3月に公害等調整委員会が決定した基本計画の中におきましても「学識経験を有する者の知見の活用に関する事項」を盛り込んでおりますので、本日、先生方にお集まりいただいているところでございます。

以上が1ページ目でございます。

次に、2ページ目、「本懇談会の位置付けと今後の政策評価の流れ」に移らせていただきたいと思います。

冒頭でもお話がありましたが、この懇談会につきましては、令和元年度までは3月頃に開催させていただいておりました。ただ、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大した影響がありまして、2回延期し、結果として8月に開催させていただきました。

このような事情もありまして、今回、改めて、公害等調整委員会で実施する政策評価につきまして整理させていただきました。公害等調整委員会で実施する政策評価は、いわゆる目標管理型の政策評価と言われているものでございます。目標管理型の政策評価は、実績評価方式を用いた「施策」レベルの政策の事後評価のことであるため、実績を中心に御意見を頂くことが望ましいと考えられましたので、令和2年度分以降は、この懇談会につきましては実績を中心に御意見を頂きたいと考えました。その結果、年度末までの実績の取りまとめが終わった後、夏頃に開催させていただきたいと思っております。

参考資料として、別途、お配りさせていただいているものの一番上に「目標管理型の政

策評価の実施に関するガイドライン」があるのですが、その中におきまして、目標管理型の政策評価に関しましては、「毎年行っている評価について、業務量、緊急性等を勘案した周期で行うこととする一方で、評価を行わない年度においては、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して、毎年度実績の測定（モニタリング）を行う」こととされております。公害等調整委員会では、基本計画期間が3年から5年とされている中で、3年を単位として基本計画を策定しているため、1年目と2年目はモニタリングを行って、計画期間の最終年度に当たる3年目に政策評価を行うこととなります。

現在の公害等調整委員会の政策評価の基本計画は、昨年2月に策定したものになります。今回は、3年間の計画の初年度に当たりますので、令和2年度の実績の測定、いわゆるモニタリングにつきまして御報告をさせていただいて、御意見を頂きたいと考えております。

これを図示しているものが、この資料1の2ページの図になります。令和5年度以降が新たな基本計画の期間に当たるのですが、新たに基本計画を作る際には、その前年度に基本計画の案をお示しして、御意見を頂きたいと考えております。図で言うと、下の真ん中の四角の一番下に書いてあるところですが、令和5年度から7年度の基本計画案につきましては、令和4年度に開催する予定になっております懇談会で御意見を頂こうと思っております。

資料1の説明は以上でございます。

【山内事務局長】 ただいまの御説明のとおり、本日は、当委員会の令和2年度における取組、モニタリング結果を御説明した上で、有識者の皆様に御意見を賜りたいと思います。資料2及び資料3に沿って、総務課長の荒木から御説明の後、有識者の皆様から順に御発言を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【荒木総務課長】 では、引き続きまして、資料2-1以下を御説明させていただきたいと思っております。

まず、「資料2-1 政策評価懇談会説明資料（令和2年度における取組）」を御覧いただきたいと思っております。

この資料につきましては、右上にオレンジ色でスライド番号が記載してありますので、資料を示す場合にはその番号を使わせていただきたいと思います。

この懇談会につきましては、前回は昨年8月28日に開催させていただいております。その開催から10か月ぐらい経っておりますので、最初に公害等調整委員会の役割につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

スライド番号1、「公害等調整委員会の役割」を御覧いただきたいと思います。公害等調整委員会におきましては、公害紛争処理と土地利用調整を所管しております。公害紛争処理の対象となる公害は、環境基本法第2条第3項に規定されております大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭のいわゆる「典型7公害」になっております。このような公害に係る紛争につきまして、当事者からの申請に基づきまして、加害行為と被害との因果関係の存否について法律判断を行う原因裁定、損害賠償責任の有無及び賠償額について法律判断を行う責任裁定、調停案を提示するなど双方の互譲による合意を促して紛争の解決を図る調停などによりまして、迅速・適正な解決を図っているところでございます。

ここには書いてありませんが、この他に、あっせんという制度と仲裁という制度もありますが、これらにつきましてはあまり利用された実績がございません。

2番目の土地利用調整ですが、第1に、鉱業法、採石法、砂利採取法などに基づく許認可等の行政処分について、不服がある者からの申請に基づき裁定を行う制度があります。これにつきましては一審代替性がございまして、公害等調整委員会の裁定に不服がある場合には東京高等裁判所に訴えを提起することになっております。

第2に、土地収用法に基づく事業認定や収用裁決に係る審査請求について国土交通大臣が裁決を行う際、事前に公害等調整委員会に意見照会をすることが必要になっており、国土交通大臣から受けた意見照会に対して回答を行うという制度があります。

以上が公害等調整委員会の役割でございます。

次のスライド番号2に移っていただきたいと思います。「公害紛争処理の流れ」を図示したものでございます。公害紛争に関しましては、直接、公害紛争に来ることもありますが、都道府県や市区町村への公害苦情という仕組みが別途ございまして、それを經由して来る場合も多いです。公害苦情につきましては、令和元年度の例で言えば7万458件が、市区町村・都道府県に寄せられております。この公害苦情相談で解決できなかったものの一部について、公害紛争に持ち込まれることがございます。

公害紛争処理の手続には大きく分けて二つありまして、調停、あっせん、仲裁という流れと、裁定という流れがございまして、調停、あっせん、仲裁につきましては、都道府県公害審査会等と公害等調整委員会で分担して処理しております。もう一方の裁定につきましては、公害等調整委員会が専管する形になっているということでございます。このように、都道府県公害審査会等と公害等調整委員会が相互に役割分担しながら、公害紛争の処理の

解決に努めているのが、現在の全体の流れになっているということでございます。

次のスライド番号3に移らせていただきたいと思います。ここでは、「調停手続・裁定手続の流れ」を簡単に記載してあります。

調停につきましては、最近は当事者が比較的多い事件で活用される傾向がありまして、現時点では、個人104名と一つの団体が申請人となっております自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件があります。調停につきましては、期日は非公開となっているということでございます。

もう一方の裁定につきましては、調停とは異なりまして、期日は公開することとされておりまして、当事者間の合意による解決が相当であると認めるときには職権で調停に移行させることができることとされておりまして、また、冒頭の委員長挨拶の中でもありましたが、裁判所からの原因裁定嘱託という仕組みがございまして、公害に係る被害に関する民事訴訟について、裁判所から嘱託を受けて加害行為と被害の発生の因果関係の存否について判断するもので、必要に応じて公調委が費用を負担して、専門委員を委嘱したり、外部事業者による調査を実施しております。

原因裁定嘱託制度につきましては、初めて嘱託を受け付けたのは比較的最近で、平成16年度が最初となっております。令和2年度までの累計で、現在までのところ9件受け付けております。後ほど再度御説明いたしますけれども、弁護士や裁判所に対する制度の周知に取り組んでいることもありまして、最近では利用が結構増えているという傾向にございます。

これが調停手続・裁定手続の流れの御説明になります。

次からは政策評価の話に入ります。

スライド番号4を御覧いただきたいと思います。ここでは、「公調委における政策・施策・測定指標の体系」についてまとめさせていただいております。

公害等調整委員会の政策は、公害紛争処理と土地利用調整に大きく二つに分けられております。1番目の公害紛争処理に関する施策には、公害紛争事件の迅速・適切な処理と公害紛争処理制度の利用促進という二つがありまして、それぞれ測定指標として、公調委による事件の①受付・係属・終結件数、②事件調査、③裁定事件の平均処理期間、④現地期日の開催状況、2番目の利用促進に関しましては、①受付・係属・終結件数、相談ダイヤルの相談件数、②委員会・都道府県の受付件数、③ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合というのが測定指標として設定されております。

2番目の土地利用調整関係につきましては、鉦区禁止・不服裁定と意見照会がありまして、それぞれ測定指標として、①鉦区禁止地域指定請求の平均処理期間、②不服裁定事件の受付・係属・終結件数、①意見照会への回答事案等の受付・係属・終結件数というものを設定させていただいているということでございます。

これら測定指標のうち、いわゆる定量的な目標となっているものは、「裁定事件の平均処理期間」と「ブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合」の二つになっているところでございます。

これが施策の体系でございます。

ここで、各政策や施策についての状況説明に入る前に、スライド番号5にまとめているのですが、「【参考】最近の動き～コロナ禍における公害紛争処理等～」について御説明させていただきたいと思っております。

令和2年度におきましては、世界的に新型コロナウイルス感染症が流行いたしまして、その影響は当然のことながら公調委にも及びました。去る6月4日に公表した令和2年度の年次報告におきましても、「コロナ禍における公害紛争処理」という巻頭特集を組んだのですが、公害紛争処理手続につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のための対策を講じつつ、迅速かつ適正な事件の処理に努めました。

具体的な対策の中身は、(1)から(4)に書いてあるとおりですが、審問期日等の場において、出席人数の抑制、マスクの着用、アルコール消毒、十分な間隔確保、アクリル板の設置等を行ったこと、2番目として、委員長、委員及び事務局職員について、厳格な出勤抑制を実施したこと、3番目として、公調委における各種会議につきましては原則としてウェブ会議において実施したこと、4番目として、公害紛争処理等の手続について国民に押印を求めないようにしたこと、でございます。

もう一つ、公調委と地方との連携の取組ですが、公害等調整委員会と地方公共団体が役割分担しながら、公害紛争処理や公害苦情処理を担っているという関係になっておりますので、両者の情報共有・連携強化は重要であるということから、令和2年度におきましては、インターネット動画配信によるウェブセミナーを新たに開催するというような取組を行ったということでございます。

以上、簡単ですが、コロナ禍における公害紛争処理の御紹介でございます。

次は、各政策、施策について、順に御説明をさせていただきたいと思っております。

スライド番号6、「1 (1) 公害紛争事件の迅速・適切な処理①受付・係属・終結件数」

を御覧いただきたいと思います。令和2年度の公害紛争事件の受付件数ですが、令和元年度よりは、ごく僅かですけれども、若干減少しまして14件でございました。終結事件は、令和元年度と同じで15件でした。事件数の傾向につきましては、このグラフを御覧いただければ分かると思いますが、平成30年度以降、この3年間、大体同じような水準で推移しておりまして、令和3年度以降はどうなるかは、今後の状況を見なければ分からないところはありますが、少なくとも令和2年度におきましては新型コロナウイルス感染症による顕著な影響はなかったかと思っていますところがございます。

次のスライド番号7を御覧いただきたいと思います。ここでは、「【参考】公害紛争事件の最近の特徴①」をまとめさせていただいております。最近の公害紛争の特徴としましては、比較的小規模な都市型・生活環境型公害紛争事件が多く係属する傾向にあるほか、令和2年度は騒音事件の係属件数が27件となっております、係属件数51件の約5割を占めております。

主な事件①のように、騒音に係る裁定事件で、公調委における公害紛争処理の特長である専門委員の専門的知見の活用や現地調査が行われ、職権で調停に移行し、調停が成立した事件がありました。また、次のスライド番号8にある主な事件②のように、行政機関が当事者となるような社会性・公共性を有するような大きな事件も係属しております。

スライド番号7の下半分に書いてあります主な事件①ですが、これは熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件でございます。中身としましては、熊本市に住んでいる住民1名が申請人となり、ビニールハウスで農業を営む者が設置したボイラーからの騒音により睡眠不足となって、精神的苦痛を受けたとして損害賠償等を求めた裁定申請事件でございます。専門委員1名を任命し、事務局による現地調査を実施した後、当事者間の合意による解決が相当であると判断しまして職権で調停に付し、熊本県で開催した現地期日におきまして調停が成立したという事件でございます。

次のスライド番号8を御覧いただきたいと思いますが、主な事件②、自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件でございます。これは、平成31年2月に、東京都など6都府県の住民93名及び法人でない社団1団体が申請人となりまして、自動車からの排出ガスによって気管支ぜん息に罹患し、生きる権利の侵害及び医療費負担による精神的な被害を受けたなどとしまして、国と自動車メーカー7社に対しまして、調停を求める事項の①から③を求めるものとなっております。

これにつきましては、申請が行われた後、住民3名が申請を取り下げた一方、令和元年8月に、東京都など4都県の住民14名によって同様の内容の調停申請が行われ、それを併合しておりますので、現時点では個人の申請人は104人になっております。現在、調停委員会を設けまして、9回の調停期日を開催するなどして手続を進めているところでございます。

次にスライド番号9、「1（1）公害紛争事件の迅速・適切な処理②事件調査」を御覧いただきたいと思っております。令和2年度におきましては、19事件につきまして25回の事件調査を実施しました。この事件調査には、事務局が現地に出向き関係者からヒアリングなどを行った回数も含まれていますが、専門委員の任命や各種測定によりまして因果関係の解明に必要な調査を行った結果、事件調査の実施回数は、平成30年度以降、大体同じ数字になっていることを見てとることができると思っております。

次にスライド番号10を御覧いただきたいと思っております。「1（1）公害紛争事件の迅速・適切な処理③裁定事件の平均処理期間」でございます。迅速な解決に資するため、集中証拠調べの実施等により引き続き事件の計画的な処理に努めています。令和2年度に終結した事件のうち、専門的な職権調査を実施した、又は専門委員を任命するような専門的な調査を要した事件につきましては、平均処理期間が約2年1か月となっております。政策評価の目標として掲げさせていただいております2年という目標期間を若干超過しました。これにつきましては、下のグラフの赤くなっているところですが、1,000日を超過した事件などがあったことが原因となって、全体的な平均値を引き上げたということになっております。

もう一方の専門的な調査を要しない事件につきましては、平均処理期間が約1年になっておりまして、これは政策評価で設定させていただいております1年3か月という目標期間を優に達成しており、むしろその5分の4ぐらいの期間で迅速に処理されたと言えると思っております。こちらにつきましては、目標期間を超過した事件は一つもなかったということになっております。

スライド番号11を御覧いただきたいと思っております。「1（1）公害紛争事件の迅速・適切な処理④現地期日」の関係でございます。公害等調整委員会におきましては、当事者の負担軽減のために、被害発生地等の現地で期日を開催するという取組を行っております。現地期日開催の基準というものがございまして、当事者の意向を配慮しつつ、被害発生地が東京からおよそ100キロメートル以遠であること等を勘案した上で、各事件の期日ごとに裁

定委員会が相当と認める場合に、中央委員会の承認に得て現地期日を開催することとされております。令和2年度におきましては、被害発生地が東京から100キロメートル以遠であった事件の期日が4回ありましたが、4回とも全て現地期日という形で期日を開催いたしました。

スライド番号5で紹介いたしましたが、現地期日におきましても、広めの会場を確保して感染防止対策を徹底することで、当事者は感染の広がっていた東京に来ることなく手続を進めることができたと考えております。

これに関しましては、昨年、丸島先生から、コロナ禍の状況を踏まえて、相談や受付業務、調停の進行など、従来の対面業務に対する見直しを行っているのかとの御指摘を受けましたが、遠隔地の当事者とも緊密な連絡を取るため、ウェブ会議や電話会議などのシステムを用いた進行協議などの実施を進めさせていただいたということになっております。

広報の関係に進みたいと思います。スライド番号12を御覧いただきたいと思います。「1（2） 広報等の取組」につきましては、公害で困っている方が必要なときに必要な情報に接することができるように、公害紛争処理制度を認知・利用していただけるようにするため、①一般国民、②地方自治体、③法曹関係者の三つのチャンネルに分けまして、体系的・持続的な広報を実施しております。

①一般国民向けにつき関しましては、公害苦情や紛争処理制度の認知向上、利用促進を目的としまして、政府広報、白書、リーフレット、インターネットなど、それぞれの世代に応じた媒体を活用しております。

②地方自治体向けにつきましては、公害苦情・紛争処理に関する知識・技術の向上を目指しまして、ウェブセミナー、公害紛争処理連絡協議会、説明会などの開催をいたしております。

③法曹関係者向けにつきましては、公害紛争処理制度、原因裁定嘱託制度の利用促進などを目的としまして、講演、通知文の発出、インターネットによる広報を行ってきているところでございます。

次のスライド以降で、個別に御説明させていただきたいと思います。

まず、スライド番号13を御覧いただきたいと思います。これは、「1（2）－1一般国民向け広報①」でございます。一般国民向けの広報につきましては、まず、政府広報の関係で、政府インターネットテレビというものがございまして、その中で「身近な騒音や悪臭などに困ったら、気軽に市区町村等の相談窓口へ」というような簡単な動画を、昨年7月

10日に公開させていただきました。この動画自体はそれほど長いものではなく、2分程度ですので、気楽に見られる長さとなっております。

機関誌、リーフレットの関係としましては、従来からやっていることですが、機関誌「ちょうせい」を年に4回、引き続き発行させていただいております。令和2年度につきましては、騒音に関してフォーカスした記事を載せておりまして、今年2月に発行した第104号では、座談会「保育所等と騒音問題」を掲載しまして、保育施設から出される音に様々な苦情が寄せられることについて、どのように考え、どういった解決策があるかについて、紹介をさせていただいたということでございます。

また、総務省広報誌におきまして、公害紛争処理制度等について掲載をさせていただいております。来年度のモニタリングの対象になるものですが、昨日、発行されました総務省広報誌におきましても、公害苦情相談窓口についての記事を見開き2ページぐらいの分量で掲載させていただいたということでございます。その他、全国の公害苦情相談窓口リーフレットを送付して制度の活用促進に努めております。

「1（2）－1一般国民向け広報②」でございますが、スライド番号14を御覧いただきたいと思っております。ここでは、白書とプレスリリースについて紹介させていただいております。

公害等調整委員会設置法第17条におきまして、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないとされておりまして、公調委ができた翌年の昭和48年8月に第1回目の年次報告を公表して以来、毎年、国会に報告して、公表しております。令和2年度におきましては、令和2年6月2日に令和元年度年次報告を国会に報告し、公表しております。来年度のモニタリングの対象になるのですが、令和3年度につきましては6月4日に公表しておりまして、これを含めると、これまで49回、年次報告を公表・公開したということになります。

年次報告につきましては、平成29年度分から、一般向けに周知するという観点に立ちまして、読み物として巻頭特集というものを設けさせていただいております。令和元年度の年次報告におきましては、公害紛争処理における裁定制度の活用としまして、裁定制度の主な特徴を説明するとともに、身近な生活環境における近年の公害紛争処理事件の紹介をいたしました。

また、年次報告や公害苦情調査につきまして、総務省や環境省の記者クラブにプレスリリースを行っているということでございます。ここでお示ししている新聞記事は、公害に関する主な記事を載せさせていただいております。

「1（2）－1一般国民向け広報③」に移らせていただきます。スライド番号15番を御覧いただければと思います。年次報告や公害苦情調査、機関誌「ちょうせい」につきまして、総務省のツイッターや首相官邸メールマガジンで配信するとともに、公調委の公害相談ダイヤル等におきましても、直接広報を積極的に実施しているところでございます。

何個か例を載せさせていただいており、左側が首相官邸メールマガジンの例ですが、令和2年12月22日に公表した公害苦情調査の結果が、令和2年12月28日に配信された首相官邸メールマガジンに掲載されたときの例です。その隣は、総務省のツイッターを三つ載せているのですが、左上は「ちょうせい」第104号を公表したときに載せたもの、その右は令和元年度の公害苦情調査の関係、下の段は年次報告の関係を載せたときのものでございます。

右側は、公害等調整委員会の公害相談ダイヤルでして、受付件数の推移などを紹介させていただいており、令和2年度におきましては受け付けた相談件数が341件となっております。令和元年度に比べると若干増えていますが、平成30年と大体同じような数字となっております。

「1（2）－1一般国民向け広報④」に移ります。スライド番号16を御覧いただきたいと思えます。令和2年度につきましては、令和元年度と比べて1年を通してアクセス数がかなり増加しており、ページビューで63%ぐらい増加しております。令和3年3月が一番多くなっているのですが、そのときのアクセス数は5万ページビューを超えているということになっております。

左下の表を御覧いただきたいと思えます。グーグルの検索ワードの話ですが、苦情相談、公害紛争という用語で検索した場合に第1位になっておりますので、一番最初に公害等調整委員会の関係が出てきたということでございます。これは、昨年の懇談会で御説明したのですが、サーチエンジン最適化、検索エンジン最適化といった取組を進めた結果が表れたものと思えます。

ユーザーの属性が右下に書いてありますが、パソコンからのアクセスが7割程度になっており、到達経路としては検索エンジンからのアクセスが7割程度となっておりますので、公害、公害苦情、公害紛争などの用語で検索した者が公調委のホームページにたどり着けていることを表していると考えられると思えます。

「1（2）－2地方自治体向け広報」です。スライド番号17を御覧いただきたいと思えます。都道府県公害審査会等における適切な事件の処理及び公害紛争処理制度全体として

の一層の利用につながるようにするため、例年、いわゆるブロック会議を開催していましたが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が流行しましたので、感染防止のためにブロック会議を中止しまして、代わりにウェブ形式によるウェブセミナーを6回開催しました。6回開催したウェブセミナーへの参加人数、いわゆる視聴者数は計1,133人になっておりまして、令和元年度のブロック会議の参加者が360人でしたので、参加者だけで単純に比較すると3倍以上になっております。

これに関しましては、一昨年に開催した懇談会におきまして、丸岡先生から目標値をもっと立てられないかとの御指摘を受けました。それを受けまして、令和3年度から新たに始まる基本計画におきましては、公害紛争処理制度の利用促進における測定指標としまして、ブロック会議の参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合を80%とするという定量的な測定指標を設定させていただいたのですが、その初年度に当たる令和2年度においてブロック会議を開催できないような状況になってしまいましたので、この指標に代わるものとして、ウェブセミナー参加者アンケートにおける「業務に役立った」と回答した割合で代用させていただきました。その結果が、ここに赤字で書いてありますが、94%という数字が出たということでございます。

公害紛争処理連絡協議会につきましてもウェブで開催させていただきました。これにつきましては採用するウェブ会議システム、Skype、Zoom、Webexと色々あるのですが、その違いの関係から全ての都道府県が参加することはできませんで、30都道府県ぐらいが参加ということになりました。この点につきましては、モニタリングの対象期間外ですけれども、令和3年度に開催した連絡協議会に関しましては、ブラウザベースで映像を配信する方法により開催しましたので、全ての都道府県が参加することができております。

これ以外にも、都道府県への法令改正説明会、押印見直しについての都道府県との意見交換会等、色々な説明会をウェブ会議で開催するなどして、都道府県との間の意見交換・情報交換に努めてきております。

【参考】公害苦情相談の対応状況」でして、スライド番号18を御覧いただきたいと思っております。全国の公害苦情受付件数は、左上の棒グラフにありますように、令和元年度におきましては合計7万458件になります。前年度に比べて3,655件増加となっております、対前年度で増加したのは平成18年度以来13年ぶりになっております。内訳は、典型7公害関係が4万6,555件、典型7公害以外が2万3,903件になっております。これにつきましても、調査期間が令和元年4月から令和2年3月までになっておりますので、増加した原因は直

接的に新型コロナウイルス感染症の影響とは言えないのではないかと今の段階では考えられます。

右上の折れ線グラフに関してですが、公害の種類別苦情受付件数を見ますと、騒音、大気汚染、悪臭、水質汚濁、振動、土壌汚染、地盤沈下の順となっております、基本的な傾向は、ここ数年間変わっていないと思われまます。

左下ですけれども、典型7公害の直接処理に要した期間につきましては、1週間以内が66.4%、1か月以内と合わせますと4分の3程度は処理が終わっておりますので、総合的に考えますと、迅速に処理されていると評価できると考えられます。

右下の棒グラフは、公害苦情処理担当職員数の推移になっておりまして、1万1,000人程度で、ほぼ横ばいになっております。ただ、内訳を見ますと、ほとんどの職員が公害苦情相談だけを行っているのではなくて、他の業務との兼任になっております。

「【参考】都道府県公害審査会等が受け付けた事件数」でして、スライド番号19を御覧いただきたいと思ひます。都道府県公害審査会等における公害紛争事件につきましては、年度によって多少のばらつきがあるのは当然のことですが、ここ数年間は、受付件数が40件程度、係属件数が80件程度、終結件数が40件程度で大体推移していると思ひます。下の棒グラフは、紛争の新規の受付件数で、多い順に、大阪府、東京都、愛知県、京都府、神奈川県となっているということでございます。

「1(2) - 3 法曹関係者向け広報等」でございます。スライド番号20を御覧いただきたいと思ひます。広報に関する取組としましては、公害に悩む方々からの相談を受けた弁護士や原因裁定嘱託制度を利用し得る裁判所を中心としまして、法曹関係者向けの制度認知拡大に取り組みました。具体的には、弁護士会におきまして、公害紛争処理制度や具体的な事例を紹介するための講演を実施しました。令和2年度におきましては、埼玉弁護士会で行っております。司法修習生に対する研修プログラムとしての講演も実施しました。令和2年度におきまして、東京弁護士会と第二東京弁護士会で弁護修習を行っている司法修習生を対象にして行っております。

これに関連しまして、昨年、北村先生から、法曹へのPRについて、ロースクール・法学部の環境法関係者に対する広報をしてはどうか、全国の法科大学院の場所は明らかであるため、連絡を入れてみたらどうかという御指摘を受けました。法科大学院に対する広報について検討しました結果、法曹を目指す学生が実際に法曹になった際、公害紛争の迅速かつ適正な解決手段として、公害紛争処理制度の活用を検討してもらうことを期待しまし

て、今年6月に、法科大学院協会を通じまして各法科大学院宛てに、公害紛争処理制度と公害等調整委員会の概要を紹介するペーパーをつけて、公害紛争処理制度の周知をお願いする通知を発出させていただいたところでございます。さらに、昨年12月9日には、裁判所に対して、原因裁定嘱託制度の活用を促進する通知文を発出させていただいております。

これが広報の関係でございます。

もう一方の内容的な話ですが、裁判所のニーズを踏まえまして、原因裁定嘱託事件の審理期間の短縮のための取組を行いました。具体的には、従来から弁護士会や裁判所での講演を聞いた者に対してアンケートを実施していたのですが、原因裁定嘱託制度を利用した裁判所に対して利便性に関するアンケートを実施しましたので、これらのアンケート結果を踏まえると、原因裁定嘱託制度に対する裁判所のニーズは審理期間の短縮であることを把握することができました。このため、審理期間を短縮する取組として、ここに書いてあるような取組を行ったということでございます。

スライド番号21を御覧いただきたいと思います。「【参考】最近の動き～公害紛争処理法等の改正～」ですが、二つございまして、地方分権の関係と押印の見直しの関係があります。

地方分権の関係は、昨年も御紹介したのですが、公害審査会を置かない都道府県におきましては、候補者名簿を作成しなければいけないところ、それを毎年やらなければいけなかった。ただ、それが実情に合っていないという提案が地方からありましたので、その提案を受けまして、1年から3年の間で条例で定める期間ごとに候補者名簿を作成することができるようにする法律改正を行ったということございまして、令和2年6月10日に既に施行されています。

もう一つの押印の見直しですが、これは規制改革の関係です。規制改革実施計画等によりまして、感染症の感染防止やデジタルガバメントの実現の観点から押印の見直しを行うことが求められました。公害等調整委員会といたしましても、公害紛争処理の手續に関し国民に押印を求めないこととするよう、公害等調整委員会規則や政令の改正を行って、それぞれ既に施行されているということでございますので、現時点では、公害等調整委員会に申請をする際には押印はしなくていいことになっております。もちろん、押印したものを消せということはないですが、押印はしなくていいことになっております。

以上が、公害紛争処理の関係です。

「2.土地利用調整関係（1）不服裁定等」ですが、スライド番号22を御覧いただきたい

と思います。不服裁定の関係でございます。鉱業法などに基づく許認可の行政処分について不服がある場合については、申請に基づいた裁定を行っており、冒頭に簡単に御説明しましたが、それに不服がある場合には東京高裁に訴訟を提起することとされております。令和2年度におきましては、令和元年度から繰り越された3件が係属し、うち2件が終結したということでございます。

スライド番号23、「2.土地利用調整関係（2）意見照会」の関係でございます。土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会の回答等でございます。令和2年度におきましては、新規受付件数が7件、係属件数が8件で、うち3件が令和2年度中に処理されました。左下に表があるのですが、平成30年度と令和元年度の間で係属件数が急減しているのは、利害関係者が多い特定の案件、具体的には佐世保にある石木ダムの関係ですが、その建設工事業に係る事業認定について国土交通大臣から複数の審査請求が行われまして、これに関して係属していた意見照会について、平成30年度に回答等を終えたことが原因となっているものでございます。

スライド番号24ですが、「【参考】土地利用調整関係に係る最近の動き」です。先ほども簡単に御説明したのですが、土地利用調整に関しても押印の見直しを行っており、これについては法律改正が必要だったのですが、法律も成立しまして、本年9月1日に施行される予定になっております。主な事件として、山形県の飽海郡における取消裁定事件の例を掲載させていただいているということでございます。

以上が資料2-1の説明になります。

資料2-2は、「係属した事件一覧」などの参考資料になっています。

資料3を御覧いただきたいと思います。「令和2年度実施施策に係るモニタリング結果」でございまして、それぞれで設定しております測定指標の実績を掲載しているものでございます。

1番目の受付、係属、終結の状況ですが、令和2年度は14件、51件、15件で、事件調査実施状況は25回、裁定事件の平均処理期間は、専門的な調査を要しないものが約1年、専門的な調査を要するものが約2年1か月、現地期日の開催状況は4回となっています。

次のページは広報の関係です。受付14件、係属51件、終結15件、相談の受付件数341件で、都道府県の受付、係属、終結の状況は、それぞれ40件、83件、37件となっております。先ほど御説明しましたが、定量的な目標となっておりますブロック会議参加者アンケートにおける「業務に役立った」の割合が、地方自治体職員向けウェブセミナーで代替させてい

いただいた指標ですが、94%で、目標の80%を一応超えていることとなります。

次が土地利用調整の不服裁定等の関係ですが、鉱区禁止地域指定については、係属はなしです。不服裁定の受付、係属、終結は、それぞれ0件、3件、2件です。

次のページは意見照会の関係ですが、受付7件、係属8件、終結3件になっているというのがモニタリングの結果でございます。

その他、参考資料をつけさせていただいているということでございます。

説明は以上でございます。

【山内事務局長】 それでは、皆様方の御意見を伺いたいと思いますけれども、時間の関係で、まず北村様、御発言いただけないでしょうか。

【北村構成員】 北村喜宣でございます。御説明、ありがとうございます。

時間もございませんので、1点に限り確認させていただきます。資料番号が何番であったか、ちょっと失念しており恐縮でございますけれども、公調委の活動に関して数値の評価がされておったページです。要はK P Iのことであろうかと思うのですが、ここで確認でございます。

と申しますのは、これは広報のところで書いておるのですが、都道府県の受付件数という項目がございます。都道府県の受付件数自体は都道府県の事務ですから、公調委の仕事とは直接は関係がないはずですが、にもかかわらず、都道府県の受付件数がK P Iに入っているというのはどういうロジックなのかを確認させてください。

【佐野補佐】 北村先生、ありがとうございます。総務課企画法規担当の佐野と申します。ただいまの点についてお答え申し上げます。

こちらの指標につきましては、②委員会・都道府県の受付件数なので、都道府県のみならず、委員会と都道府県の双方の受付件数ということでございます。当方の広報の測定指標としまして、委員会・都道府県の公害紛争理制度全体に対する受付件数を挙げさせていただいているということでございます。

【北村構成員】 ありがとうございます。要するに、公調委自体が都道府県の受付件数を自分の仕事と思っているわけではないということですね。

【佐野補佐】 都道府県公害審査会等の事務は自治事務でございます。

【北村構成員】 ありがとうございます。

ちょっと所用がございまして、ここで退出することをお許しく下さいませ。本日は、お疲れさまでした。

【山内事務局長】 北村先生、ありがとうございました。

それでは、ほかの皆様からも御意見を頂きたいと思います。恐縮ですが、五十音順で、まず磯野先生からお願いしたいと思います。

【磯野構成員】 ほかの方、先にお願ひできますでしょうか。

【山内事務局長】 はい、分かりました。

それでは、恐縮ですが、名取様、お願いできますでしょうか。

【名取構成員】 まずは、昨年、私自身が何をしゃべったかを確認していたのですが、ウェブサイトの写真のところにリンクを貼って飛ばすことや、様々な広報関連のデータ分析を継続していただきたいというお願いをしております、これらの点、全て対応していたでいて、感謝というか、御礼を申し上げます。

では、今年、何をコメントしようかと事前に検討してみまして、三点ございますが、ほぼ同じことを申し上げます。

まず、資料の6ページ、こちらは受付・係属・終結件数でございます。私も、この懇談会に10年ぐらいずっと参加しておりますが、ある時期までは明確な目標が設定されておりました。年次報告にデータが載っているのですが、ある時期からかなり爆発的に、具体的には平成20年度は26件の係属件数だったのが、5年後の24年には74件、25年は78件まで増えまして、これはちょっとえらいことだということで、何とか減らしていかなければいけないというようなことがこの懇談会でも話題になったわけです。

そこから見ますと、係属件数は安定的になっているのですが、終結していない案件は、例えば28年度は21件、29年度は23件に對しまして、今年度は36件、令和元年度37件と増えているところがあります。こうした件数を減少させていくということを、ひとまず目標として持ちつつ、とはいえ、必ずしもその目標にとられるのではなく、それが達成できなかったとしても、なぜ達成できなかったのかという原因を究明すると、そんなプロセスを確立できないだろうかということを考えました。要は、この件数を提示することに、一体どのような意味があるのかが、少し伝わりにくいと思っているわけです。

同じことが言えるのが、資料ですと9ページ目でございます。この大きな囲みの中の一番下に、おおむね例年どおりの水準の調査回数となったという記述がございますが、この例年どおりであることが妥当なのか、妥当ではないのかが、この記述だけでは伝わりにくくなっております。ですから、この点についても、そもそも目標は何だったのか、その結果として、この数字はどうだったのかというところが少し伝わりやすくなるといいかと思

います。もちろん、どう伝えれば良いのか、というところまでご提案申し上げる必要がありますので、そのヒントとして、次の10ページを例にあげてみます。

こちらは平均処理期間ということで、前々から過年度の数字と本年度の数字が、政策評価懇談会の資料に示されております。本年度の資料ですと、30年度が1年11か月、昨年度が11か月、令和2年度が約1年と、この数字だけ見ますと、本年度は30年度に比べて短く、昨年度に比べて長い、ということだけしかわかりません。平均処理期間というのは、まさに係属案件に依存するということは十分に理解をしておりますので、その意味では、30年度は処理期間が長くなってしまふ案件を処理し、それに比べて昨年度と本年度は短い期間で処理可能な案件を扱ったのだなあ、という感想しかもてません。

そこで、少し視点を変えまして、処理期間が係属案件に依存するということが分かっている以上、あらかじめある程度の予測ができるのではないかと、という点から考えてみました。

公調委も、様々な案件について多くの蓄積がございますでしょうから、最初の段階で、この案件だったらこのぐらいで処理できるはずだという予測がつくこととおもいます。それに対して実際の結果が出てまいります。そうになりましたら、予測と結果にずれがある場合には、なぜズレが生じたのか、その原因の究明を行うことができます。すると、その中で、案件に依存しない、何か行政的な、あるいは事務的な方策によって、処理期間を短縮させられる部分が見つかるかもしれません。平均処理期間は、係属案件に依存するのは前提ですが、係属案件ごとの予測に対して現実がどうだったかを検証することにより、事務的に改善すべき点が見えてくるのではないかと考えるわけです。

そう考えますと、処理期間が長かったのか、短かったのかを評価するに際し、この目標の1年3か月とは異なる観点、実は随分前から1年3か月になっていて、これは裁判所との比較で出てきたと記憶しておりますが、それとは少し違った視点で平均処理期間というものを捉え、評価することができるのではないだろうか。また、そうした予測という作業をすることで、事務的にも係属案件に対して、より今までとは違った視点で案件を観察することができるのではないかとこのところでございます。

少し長くなって恐縮ですが、いずれにしてもそれぞれの数字について、どういう意味があるのかという前置きがないと伝わりにくくなっているところがございますので、ちょっと別の視点を提案させていただきました。

以上でございます。

【山内事務局長】 ありがとうございます。

【荒木総務課長】 非常に有益な御指摘、ありがとうございます。

1点目の御指摘ですが、係属件数を少なくさせることが目標となるのではないかということだったと思います。これに関しましては、目標として平均処理期間というものを決めておきまして、平均処理期間が短くなれば、係属件数も一般的に考えれば少なくなると思いますので、そことも関連する話ではないかと思います。個別に係属件数自体を少なくするということは目標としてどうかということもあるのですが、検討させていただきたいと思います。

スライド番号9の件ですが、事件調査が例年どおりであったということしか書いていなかったもので、それがどういう評価なのかということだと思います。令和2年度は、社会情勢としまして、新型コロナウイルス感染症が蔓延しており、出張しにくいという状況がありました。その中におきましても、色々工夫して例年並みの調査ができたということにつきましては、結構頑張った結果ではないかと考えているところでございますが、そこまでのことをここには記述させていただかなかったので、伝わりにくかったものと考えます。

スライド番号10の関係の予測につきましては、まさに先生のおっしゃるとおり、昨年度も同じような御指摘を受けたと思いますが、それは一つの考えとして非常に有益なことだと思いますので、今後、何かできるかどうか、検討させていただければと思います。

以上でございます。

【荒井委員長】 1点、よろしいでしょうか。委員長の荒井でございます。

ただいま非常に貴重な御意見、御提言をいただきまして、大変ありがとうございました。私どもが今まであまり気がつかなかった視点を含んでいたかと思っておりますので、さらに検討させていただきたいと思っております。

最後に言われました、事案ごとに予測を立てて、それが達成されたかどうかを検証するという視点は、昨年もそういう御意見をほかの委員の方から伺ったかと思っておりますが、そういう観点で、事案が終わった後、審理期間をもう少し短縮できなかったのかというような振り返りをやっていこうではないかということ、部内では検討を始めているところでございます。そういうことを積み上げることによって、平均処理期間をトータルとして合理的なものにしていくということにつながるだろうと思っておりますので、今の御指摘をさらによく受け止めて、検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。大変ありがとうございました。

【山内事務局長】 よろしいでしょうか。

【名取構成員】 はい、結構でございます。明確な御回答、ありがとうございました。

【山内事務局長】 ありがとうございました。

磯野先生、いかがですか。

【磯野構成員】 私は、適切かどうかよく分からないのですけれども、毎回、典型7公害については減ってきているということに対して、それ以外のところが増えているということが出てきます。こういう問題が減ってくることをどう評価するかという問題と、それから実はやはり年々歳々、世の中は変わってきて、公害調停では捉え切れていない問題が世の中、多くなってきているのではないかという気もするのですね。例えば、あちこちでもってやはり残土の問題というのは起こっているようですし、それから土壤汚染の問題も相変わらずあるようです。さらには、再エネを中心とした問題が随分色々、公害ではなくて、環境全般の被害としてもめているという状況がかなりあるわけですね。前に、どのぐらい範囲で何をすべきかという議論があったと思うのですけれども……。

【山内事務局長】 磯野先生。

【名取構成員】 接続、切れていらっしやると思います。

【山内事務局長】 それでは、恐縮ですが、磯野先生のお話はちょっと後回しにさせていただきますまして、次に松田先生、いかがでしょうか。

【松田構成員】 松田です。私から、何点か御指摘させていただきます。

まず、マイクの音声非常に聞き取りづらくて、せっかく貴重な御報告いただいたと思うのですけれども、十分に聞き取れなかった点が残念でした。実は、私は、6月3日に行われた公害紛争処理連絡協議会に、県庁に出向いて、そこで拝聴しましたが、その際もマイクの具合をもう少し調整していただかないと聞き取れないと思いました。これから、こういう協議会や講演等があると思いますけれども、カメラやマイクの設置についてももう少し工夫していただけたらと思っております。

本論にちょっと移りますと、ホームページの件です。私も事前に調査しましたら、Googleとか、マイクロソフトのBingとか、公害で検索しますと公害等調整委員会が一番上に来たということを私も確認しております、この点、非常に努力されたと思っております。ただ、典型7公害のうち、例えば大気汚染ですとか、土壤汚染、騒音、悪臭、これらを検索しますと、仕方がない部分もありますが、いずれも環境省とか、環境再生保全機構等が1番目に来るので、もし余裕があれば、この辺の検索についても上位に来るように頑張っ

いただけたらと思っております。

ホームページは、このように力を入れていただいていると思っておりますし、また、自治体に対する色々な点についても、かなり力を入れているということが分かりましたけれども、私が先日、自治体の相談をした際に起こったことをちょっと報告させていただきます。相談者は下水道が整っていない地域の方で、隣家の浄化槽の老朽化によって臭気が漂ってくると、これはどうしたらいいのだということで相談に来られました。その市も、浄化槽については市に責任があるものですから、その方に色々な指導をしたようではありますが、公害という観点からすると、実はその市は、事業者の臭気については対応するけれども、個人対個人の問題については苦情等を公害として受け付けていないというような対応でした。

これが公調委でどうなっているかというのは私も分からないのですが、その市、自治体の首長の意向ですとか政策、それからキャパシティの問題などがありますので、統一的な解決ができるとは思っておりませんが、そういう相談が来たときのつなげ方をうまく、例えば県や公調委につなげられると非常にいいのではないかと感想を持ちました。

次に、自治体向けの広報ですが、ウェブ会議によって以前よりも充実したセミナーを開催しているということで、コロナは悪いことだけではなくて、こういう点では非常にいい機会になったかと思っております。対面による講義なども重要ですが、広い会場を確保したり、会場の費用がかかったり、また、参加者にも交通費がかかったり、移動時間もかかります。ウェブ会議は、それらを削減できるということで、一つ的手段としては魅力的な面が大きいと思っておりますので、今後も積極的に活用していただけたらと思っております。

その際に、先ほども申し上げましたけれども、カメラ、マイク等については若干工夫していただきたい。特に、ネットで会議などをする方はそうですけれども、マイクはやはりいいものを使わないと、なかなか参加者が苦痛を感じる場所がございますので、この辺はぜひともお願いしたいと思っております。

それから、機関誌「ちょうせい」の紹介が事務局からありましたので、私も拝見させていただきましたが、非常に充実した内容でした。びっくりしました。非常に参考になりました。例えば、保育所の騒音問題というのは、最近、比較的よく聞かれるようになりまして、私自身も、こども園を運営する学校法人の顧問ですとか、こども園を運営する社会福

祉法人の評議会などをしてしておりますので、そういった相談を受けることも多いわけですが、考え方の筋道が整理できたと思っております。また、荒井委員長も参加されております歴代委員長座談会などの企画も、専門家が関与する場合における制度の理解に役立つのではないかと思います。

ただ、こんなに充実したものですけれども、ツイッター、官邸メールマガジン以外で、どのように配布されているのかがちょっと聞き取りづらかったのも、その辺のところ、なかなか難しいところがあるのですけれども、配布方法についてもっと充実させていけば、かなり公害に関する理解が深まるのではないかと思います。

あと、リーフレット、これは絵が使われていて非常に分かりやすくいいなと思えました。

それから、法曹関係者向けの広報について、先ほどちょっとアナウンスはあったのですが、聞き取りづらくて、どのような広報をされたかというのが十分聞き取れなかったのですけれども、例えば、これは容量の問題で難しい点もあるかもしれませんが、公調委のところに講演内容の動画などを見る、コンテンツとして張りつけるという方法も、考えられれば検討していただきたいと思えました。

以上です。

【山内事務局長】 ありがとうございます。

【荒木総務課長】 大変貴重な御意見、ありがとうございます。

まず、第1点のマイクとかカメラの関係ですが、それはもう常々、我々も問題意識として非常に持っている点でございまして、例えば、御指摘がありました6月3日の連絡協議会におきましても、こちらの回線のせいだったという点もあるかもしれませんが、時々ぶつぶつ切れたということがありました。これにつきましては、何かできないかと考えてはいるのですが、総務省の中にある限り、情報セキュリティポリシー上、無線でつなげざるを得ないという状況がありまして、どこまでできるか、色々と工夫・改善ができるか、検討させていただきたいと思っております。

ホームページにつきましては、昨年来、色々工夫させていただいてきているのですが、それで終わったわけではありませぬので、今後も引き続き色々工夫させていただきたいと思っております。その成果が表れましたら、また御報告させていただければと思っております。

相談が来たときのつなぎ方の話がございました。これは、都道府県・市町村との間で、ウェブセミナーやそれ以外にも色々な場で意見交換等をさせていただいておりまして、こ

ちらとしてもこういう解決事例がありましたということをお伝えすることもありますし、都道府県の解決方法・優良事例を教えていただくこともあります。そういうものを都道府県・市町村の方と共有させていただくことで、よりよい解決に向かうことができるように、今後も引き続き努めさせていただければと思っております。

ウェブセミナーについて御指摘がございましたが、昨年度は、試行的な意味合いもありまして6回開催させていただいたのですが、今年度につきましては、それを上回る回数、10回程度を目標として開催させていただこうと思っております。これにつきましても、契約の関係もあるのですが、どの程度、鮮明な映像で、途切れることなくできるかにつきましては、今後も工夫をしたいと思っております。

「ちょうせい」という雑誌、今は印刷しておりませんので、ホームページに載せているものですが、先生に御指摘いただきましたように、ホームページに載せているほか、首相官邸のメールマガジンで配信するとともに、総務省のツイッターでも配信しております。それ以外にも、都道府県や市町村の職員を集める場で、部分的に印刷して配付したりという活用の仕方はしているところでございます。昔は予算がついていまして、印刷して配ったりもしていたのですが、1回電子化してしまったものを、もう1回、印刷するように戻すというのは予算要求上なかなか難しいのですが、活用については今後も検討させていただければと思っているところでございます。

法曹関係者の広報の関係ですが、法曹関係者に配るときには、当然ながら公害紛争処理制度の概要、原因裁定嘱託制度について、簡単にまとめた数枚のペーパーをお渡しするとともに、かつて委員長が講演されたときの動画が見られるようになっていたと思います。それを見られるように工夫させていただいているところでございますので、今後もそういうものがございましたら、機会を見まして追加することも考えていければと思います。

以上でございます。

【荒井委員長】 私から、今の法曹関係者への広報について若干補足させていただきます。

松田構成員には、貴重な御意見、ありがとうございました。法曹関係者へは、司法修習生向けに簡単に説明した資料を司法研修所に送ることなどを検討しております。それから、ここでの御提言を踏まえて、なるべく早い段階で法曹になる人たちに当委員会の制度を知っていただくということで、ロースクールにも今年からそういったものを配るようになっていくわけでございます。ただ今課長からもありましたが、これまでいくつかの裁判所に私どもが出向きまして、当委員会の制度や原因裁定嘱託の制度を説明する講演をしております。

ますが、私達が数年前に東京地裁で講演した講演録を司法研修所において J・NET に載せていただき、広く関心のある裁判官が見られるようにしていただいております。ですから、裁判所側にはある程度、伝わり出しているかなという感じがいたしますが、弁護士の方にも審査官達が行った講演などを広く見ていただくことも工夫できないかというようなことを、今後、検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

【山内事務局長】 松田様、よろしいでしょうか。

【松田構成員】 はい、ありがとうございました。

【荒井委員長】 野中委員、何かございませんか。前に野中委員から、日弁連の機関誌「自由と正義」に当委員会の制度について説明していただいたものを投稿してもらいましたが、そこら辺のこと、何かございましたら。

【野中委員】 委員の野中です。

「自由と正義」については、目をきちんと通される方と、割と通されない方と、弁護士の中でもいますので、案外、記事を見てもらっていないというような印象を受けております。自分の知り合いの弁護士から公害について質問されたら、「自由と正義」の何月号に載っているから参考にしてくださいみたいなお話をするようにしているのですが、やはり弁護士への紹介というのは、もう一工夫、要るのかもしれない。

以上です。

【荒井委員長】 やはりこういうことに興味を持っていただいている弁護士さんは、「自由と正義」への投稿とかもちゃんとフォローしていただけるのだらうと思いますが、興味を持っていない人も広く惹きつけるようなことを、何か考えなければいけないだろうというところはおっしゃるとおりだと思いますので、今後、また検討してまいりたいと思います。

【山内事務局長】 それでは、続きまして丸島様、お願いできますでしょうか。

皆様、少々お待ちください。

それでは、ちょっと丸島先生のほうでトラブルが起きていますので、先に磯野先生、お願いできますでしょうか。

【磯野構成員】 一つは、廃棄物とか、土壌汚染とかの放射線関係、福島関係みたいなものは、福島の方たち、あるいは福島以北の方、もう少し北関東の方たちから、そういうものは公調委に入ってくるのか、それとも、こういうものは公調委とは関係ないということが入ってきていないのかということが、一つちょっと伺いたかったということ。それから、

今後、そういう問題について、廃棄物でも恐らく対応はされてくることに、土壌汚染でも対応されるのか。つまり、新しい問題というのは、今後、出てくると思うのですけれども、この辺りの関係はどうなのかちょっと伺いたかったということ。

それから、やはり責任裁定みたいなものは、もっともっと積極的に取り上げられてもいいと思うので、その辺りについて、先ほどお話を伺っていたら裁判所にも色々出ていらっしやるということだったので、むしろ弁護士さんのほうにそれをするような形の、特に責任裁定についての具体的な対応というのはどういうことになっているのでしょうか。この2点を伺いたかったということです。

【山内事務局長】 ありがとうございます。

【荒木総務課長】 まず、1点目ですが、放射性物質に関わる申請が来ているかという話だったと思いますが、現時点では受け付けているものはございません。

2点目の裁定の話ですが、裁定につきましては活用を促進しようとしております。例えば、昨年度の公害等調整委員会の年次報告におきましても、裁定制度の活用につきまして特集記事を組んで、冒頭で色々な紹介をしております、こういう事件について解決しましたといったことを皆様知ってもらおうという努力はしております。

先ほど来から話があります原因裁定嘱託につきましては、先ほど委員長からも色々お話がありました、各方面、法科大学院もそうですし、弁護士もそうですし、裁判所もそうですし、その活用に向けて色々と広報活動をしており、その活用が進むように制度的な見直しも行っております。制度的な見直しの内容としましては、時間がかかるとなかなか活用しにくいことがありますので、内部的な処理手続として、なるべく迅速に行われるように見直しを行ったりしているところでございます。今後とも逐次改善させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【荒井委員長】 委員長の荒井でございます。

貴重な御指摘、ありがとうございます。放射線関係の事件は、今のところ、当委員会に係属しておりませんが、その類型を扱わないということになっているわけではなくて、類型が土壌汚染や大気汚染等の範囲に入るのであれば、当委員会で受けないわけではないと思います。先ほど廃棄物等のお話も出ましたが、埋立てや廃棄物の関係で、例えばダイオキシンが検出されたという形で土壌汚染の事件も来ております。そういう意味では、土壌汚染等の^{はんちゅう}範疇に入るものであれば、委員会では受け入れて対応していくことになるうか

と思います。

【礪野構成員】 どうもありがとうございます。裁判だけではなくて、むしろ積極的にこういうところを活用してやったほうがいいのではないかということ、何かうまく広報活動でやっていけたらいいのかなとちょっと思ったものですから伺いました。どうもありがとうございます。

【荒井委員長】 分かりました。ありがとうございます。なお検討させていただきます。

【山内事務局長】 礪野先生、ありがとうございました。

それでは、丸島先生、電話でおつなぎしていますので、よろしく願いいたします。

【丸島構成員】 丸島です。

私は現在、日本司法支援センター（法テラス）と、福島の関係で、原子力損害賠償・廃炉等支援機構という法人の仕事に関わっておりますが、今年1年、やはり、全国を覆うコロナ禍の中で、様々な法律相談や紛争解決システムなど司法へのアクセスをどのように確保するか。また、紛争解決の場である具体的な審理に当たっても、審理の進行をどのようにスムーズに進めるかなど問題は大きな課題でした。現地に出向くにしても、あるいは当事者の話を聞くにしても、以前のようにスムーズにはいきません。そしてまた、感染が拡大すると、皆さんが外出を控えることが多くなりましたので、社会全体に様々な問題が生じているにもかかわらず、相談件数などが思いのほか増えない、時期によってはむしろ減少することもあるなど、同じような傾向が各相談機関や紛争解決機関でも見られました。それだけに、情報提供や広報をどう充実させるのかという問題や、コロナ禍が終わった後にもきっと続くことですが、IT環境を整備して積極的に有効活用していくことが非常に重要になってきています。

広報の関係で申しますと、公調委の取組は非常に熱心にやっておられるなど、コロナ禍の下で非常に工夫してやっているなという印象を持ちました。私自身の経験も交えて申し上げますと、例えば広報のツールとしては、先ほど御説明がありましたように自治体やその他関係者向けのウェブセミナーであるとか、それぞれの相談機関でどのような問題がどのように解決されているのか、簡単なユーチューブ動画みたいなものを何本も作って、色々な通じて各方面の関係者に見ていただいたりもしております。これは結構幅広い方々に見ていただいております、新しいツールとしていいなと思っております。

また、先ほど法曹に対する広報というお話も出ましたけれども、確かに野中先生がおっしゃるとおり、「自由と正義」にきちんとした論文が出て、読む対象はどのぐらいか、そ

の分野の方だけではないかというのはそのとおりです。今、本当に若い弁護士がとても増えておりまして、その中では、色々なツールを使って研修をしたりすることが広がっておりますし、また、若い弁護士たちの関心も非常に多様になっていますので、先ほど話が出ましたウェブセミナーやユーチューブ動画などでの広報を広げていくということは、一般の関係者だけではなくて法曹に対しても有意義なのではないかと思っております。

それから、広報については、多様なツールがあるのですが、その効果分析といえますか、どのような広報手段が、どういう人に対して、どのような効果があるのかをやはり分析しながら扱っていかないと、高いお金だけ払って、それほどでもないということもあります。その辺の有効な分析が必要だということは私も感じております。

そのほか、先ほども御指摘がありましたけれども、評価の在り方に関する問題、目標数値の設定はされるのですが、それはどういう意味での目標設定なのか。あるいは、その目標を達成するために、我々は何をして、何が足らなかったのか。こうした年間の活動の総括のときに、目標設定の仕方と、それに対する評価の仕方ももっと色々な意味で研究し検討していかなければいけないと思います。私たちも、通り一遍の分析やデータの紹介に終わってはいないかと自戒しておりますが、その点、公調委のこのような総括作業においても、同様の問題意識をお持ちかと思いつつ伺っておりました。そうしたところも教えていただければ幸いです。

簡単でありますけれども、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

【山内事務局長】 ありがとうございます。

【荒木総務課長】 大変有益な御指摘、ありがとうございます。

まず、広報の関係、色々御指摘いただいたのですが、ユーチューブなどを使ったらどうかということだと思いますが、政府広報オンラインというものがございます。

【野中委員】 割り込んですみません。委員の野中です。

荒木課長の声が少し聞き取りにくいので、マイクに近づいてお話しいただくほうが皆さん分かりやすいのではないかと思います。

【荒木総務課長】 すみませんでした。なるべく大きい声で話すようにします。

動画を使った広報につきましては、公調委としても昨年度から色々取組を進めさせていただいております。先ほど御説明しましたが、昨年7月20日には2分程度の動画を政府広報オンラインに掲載させていただきました。また、これは動画としては非常に長いのですが、政府広報番組で色々工夫しております。今後も時機を見まして、そういう動画を

作ることができるかにつきましては鋭意検討させていただきたいと思いますので、そこは工夫を続けさせていただこうと思います。

効果測定の関係ですが、これは非常に難しい問題でして、政策評価一般の問題にも関わると思うのですが、どういう目標を設定して、それをいかに評価するかというのは、政策評価制度自体の永遠の課題です。特に、公害等調整委員会につきましては、いわゆる定量的な目標を設定するのはなかなか難しいところもありまして、大体のものは定性的な目標になっております。その中で定量的な目標を設定しているのは、裁定の平均処理期間とブロック会議アンケートにおける「業務に役立った」の割合だけですが、どのようにして達成できたかにつきましては、今後、分析できるところにつきまして分析を進めさせていただければと思いますので、引き続き御指導いただければと思います。

以上でございます。

【山内事務局長】 よろしいでしょうか。

それでは、皆様から一通り御意見を頂きましたけれども、時間、少し過ぎておりますけれども、もし土地利用調整についての御意見などがございましたら頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【都築委員】 すみません、手続を主宰しております委員のほうからも、弁解めいた話になりますけれども、少しお話をさせていただければと思います。

名取先生から、処理期間につきまして予測できるのではないかということで、短縮できたはずではないかというような後での分析が必要ではないかという御指摘を頂きました。そのとおりでらうと思いますけれども、1年間、担当させていただきまして、当事者によっては、委託調査の時期を自分に有利な時期にしてほしいということで先延ばしにするような、ちょっと予想外なことで事件処理が延びたことが複数回ありまして、びっくりしたことがございます。その点が一つ。

それから、目標設定の関係では、実際、私どもやっている者の立場からすると、利用者の満足度というのは、裁定申請をする方たちの満足度が究極の目標設定ではないかと個人としては思いながら審理を進めております。ただ、両当事者、対立構造の下で、一方当事者に満足であるなら、他方当事者には不満足という結果に至らざるを得ないので、実際には非常に難しいと思っています。ただ、実際に手続を主宰する者としては、裁判所とは異なって、単に主張、立証がないから棄却というような観点ではなく、できる限りの調査を尽くして、結果は不満足であっても、その過程を見ると納得していただくというようなこ

とを目指して審理を進めておりますので、そういうことを客観的に、的確に評価できるような指標があればいいなど、いつも思っております。

それから、広報の関係ですけれども、先ほど丸島先生から、どんな問題をどんなふうに解決できたのかを広報で簡単に示せば、言わば成功例、前にも北村先生ですか、成功例を示すというような御指摘を頂いたことがありますけれども、私ども審理を進める者としては、成功例というのは裁定で判断を示すことのみならず、むしろ当事者間の話し合いで解決できた、調停で解決すべきだとか、あるいは今、土地利用調整の関係でも事実上の和解によって解決する場合があります。そういう場合は、調停ですと非公開原則ですし、土地利用調整でも事実上の和解によって処分打ち直しというものは、事実上の和解の内容というのは非公表で、なかなか表に出すことができない。そうすると、なかなかそれは広報の対象にはできないということですが、今年、総務省広報誌で、先ほど来、紹介になっています、公害苦情処理事例を漫画で示しましたけれども、恐らくなるだけ、汎用性があるという言葉で説明しますけれども、一般的な形に引き直して、こういう事案につきまして、こういう調停が成立したというような形で成功例を示して広報ができたらと、常々考えております。

私からは以上です。お時間いただきまして、すみませんでした。

【山内事務局長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

【荒井委員長】 本日は、大変貴重な御意見、御提言いただきまして、大変ありがとうございました。

御指摘にもありましたけれども、通信の関係、マイクやカメラの不手際がありまして、色々と御迷惑をおかけいたしました。その関係もあって、スタートが遅くなって、予定時間を超過してしまいました。

本日は、今後、私どもが検討しなければいけない色々な問題を、我々の気がつかない観点からも御指摘を頂いて、ありがたかったと思っております。今も委員のほうから少し説明がありましたけれども、私どもの事件は、結構、本人からの申立てが多く、また、受けた被害に対する思いが非常に強いこともありまして、主張自体が変遷したり、追加されてきたりということがあって、それらを我々委員会としてはなるべく許容して、被害を言う以上は受け入れて判断していこうという思いで受け止めているものですから、なかなか予測が付きにくいところがあります。双方に弁護士さんがついている訴訟などは、予測が立って、そのように進行できるということはありますけれども、本人からの申立てという要

素が、我々にとって処理期間が長くなる要素になり得るところは、一つ御理解いただきたいと思うところでございます。

今日、頂いた様々な御意見を、また今後に活かしてまいりたいと思います。お忙しいところ、本当にありがとうございました。

【山内事務局長】 よろしいでしょうか。

有識者の皆様、ありがとうございました。それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。